

高知県における発達障害児・者の支援について

審議のまとめ

平成20年1月

高知県発達障害児・者支援体制整備検討委員会
高知県広域特別支援連携協議会

目次

はじめに	1
1 発達障害児の早期発見体制の構築	3
2 早期発見後のフォロー体制の在り方	4
3 就学指導と学齢期の支援へのつなぎについて	5
4 小中学校、高等学校での支援について	7
5 学校外での活動（放課後、長期休業中など）について	10
6 特別支援学校での支援について	10
7 就労・生活支援について	12
8 「個別の支援計画」の作成と関係機関の連携	14
9 支援関係者の研修の体系化、普及啓発活動の充実	16
用語の解説	18
資料1～4	23



はじめに

近年、自閉症やアスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害に関する問題が大きくクローズアップされるようになりました。こうした発達障害のある人は社会生活上様々な困難を抱えているにもかかわらず、福祉サービスの対象となる3障害（身体障害、知的障害、精神障害）には該当しないため、必要な支援が受けられずにきました。また、発達障害に対する社会の理解不足もあり、本人や家族が非常に困難な状況におかれていることも明らかとなってきました。

こうした背景から、平成17年4月1日に『発達障害者支援法』が施行され、制度の谷間におかれていた発達障害者へも、必要な支援が行われる道が開けました。同法は発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、発達障害者支援センターの設立や、障害の早期診断・療育・教育・就労・相談体制などにおける発達障害者支援のシステムを確立することなど、発達障害者の自立及び社会参加をめざして生活全般にわたる支援を図ることを目的としています。

また、学校教育の分野では、平成15年3月に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議から「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」が出され、障害の程度などに応じて特別の場で教育を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることが明記されました。この中では、小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒への適切な指導及び支援が喫緊の課題となっていることが指摘され、小中学校における特別支援教育の体制を確立することや制度的な見直しなどを含め、障害のある児童生徒の教育の一層の充実を求めています。

以上のような状況を踏まえ、高知県における発達障害児・者の支援体制の在り方について検討を行うため、平成17年11月に「高知県発達障害児・者支援体制整備検討委員会」を設置し、「高知県広域特別支援連携協議会」と合同で開催してきました。同検討委員会・連携協議会では、乳幼児期における早期発見からその後の支援体制の在り方、学齢期における支援、就労・生活における支援、さらにこれらのライフステージに共通する個別の支援計画や関係機関の連携の在り方などについて、県内の保健・医療・福祉・教育・労働などの専門家

や発達障害者の保護者とともに検討を重ね、その審議結果を取りまとめました。さらに、会議ではこの審議のまとめを受けた関係各分野の今後の取組の状況について、検証の場を持つことの必要性も確認されています。

発達障害者支援法の施行を受けて、今後、各分野で発達障害児・者への支援が推し進められることとなりますが、同検討委員会・連携協議会の審議のまとめが今後の発達障害児・者の支援に活かされ、かつ、実践結果の検証を通じて、支援の充実に資することを祈念し、報告いたします。

平成20年1月

高知県発達障害児・者支援体制整備検討委員会
高知県広域特別支援連携協議会
会長 畠中 雄平

1 発達障害児の早期発見体制の構築

【現状と課題】

乳幼児期における健診は、母子保健法（第12条第1項）に基づき市町村による1歳6か月児健診及び3歳児健診の実施が義務付けられ、乳幼児の成長・発達における初期対応システムとして、母子保健分野において大きな役割を担ってきました。しかし、発達障害に関しては、保健師など母子保健従事者の理解や知識等が不足していることや、健診の内容として集団場面での行動観察を行う場が設けられていないなど、発達障害の早期発見に関しては不十分な状況にあります。

発達障害の発見が遅れたり、発達障害の特性を理解せずに子育てを行った場合、他の子どもに比べて「育てにくい」ことに対して、本人に無理な努力を強いたり、その行動が他の子どもと異なることから「しつけが悪いのではないか」などという子育てに対する批判を招くことにもつながり、本人や家族が苦しむこととなります。

このため、発達障害を早期に発見する体制を構築し、本人や家族に対する適切な支援を行うとともに、発達障害に対する早期の適切な対応の重要性について周囲が理解する必要があります。

【今後の対応】

- ・ 1歳6か月児健診及び3歳児健診で使用するチェックリスト(発達障害が疑われる乳幼児を早期に発見するための問診項目など)の整備
- ・ 発達障害の早期発見や支援に関するスキルの向上を図るための保健師など母子保健従事者の研修体制の充実
- ・ 地域の小児科医の理解の促進と連携
- ・ 保護者や母子保健従事者などによる発達障害の早期発見へつなげる母子手帳の工夫や改善

2 早期発見後のフォロー体制の在り方

【現状と課題】

家庭や保育所などで日常的に乳幼児に接する中で、家族や保育士などが発達障害を疑うケースがありますが、行政側に統一的な窓口がないことや、身近に気軽に相談できる場がないため、疑いを持ったまま家族や保育園などで抱え込んでいる状況があります。

また、乳幼児については、発達障害が疑われるケースや早急に専門的な診断と療育が必要なケースなど様々なケースがありますが、発達障害に対して専門的な支援を行える機関が県内にほとんどなく、その対応は県立療育福祉センターに集中しています。

さらに、早期発見後、障害を受容できるまでの間の家族の不安感を受け止め、家族を支えることのできる場はほとんどなく、早期発見後の家族の心のケアも課題となっています。また、障害に関する専門機関である県立療育福祉センターを紹介されることに対して、抵抗感を感じている家族も少なくありません。

このような現状の中で、早期発見後の療育などの支援体制を構築するためには、本人や家族にとって身近な地域で相談や療育を受けることのできる体制づくりが必要となります。また、家族が「ちょっと気になるな・・・」という実感を持つ段階では、まず育てにくさや育児の方法に関する相談など子育て支援を行いながら、発達障害が疑われる場合は、本人や家族の状況を見極め、必要に応じて専門機関へつなげることのできる体制づくりが望まれます。

平成19年4月からは、幼稚園においても特別支援教育を推進することが義務付けられたことから、就学前の早い時期に発達障害などに気付き、適切な支援に結びつけるための教職員の発達障害などに関する研修や、園としての支援体制づくりが求められています。また、本県では保育所を利用している幼児が圧倒的に多いことから、市町村教育委員会と保育担当部署が連携し、保育所での早期の気付きや支援を進めていくことも必要です。



【今後の対応】

- ・ 市町村・県福祉保健所・療育福祉センターの3段階からなる乳幼児の状況に応じた支援システムの構築

市町村

日常的な子育て支援(相談から指導)を通じて、発達障害が疑われるケースを含めた乳幼児などへの支援を行う。

県福祉保健所

発達障害が疑われる乳幼児に対してのフォローアップを拡充するなど、専門的な対応を行い、広域的な範囲で家族・市町村・専門機関との調整及び支援を行う。

療育福祉センター

診断と定期的な評価を行うとともに、市町村や県福祉保健所での対応が難しいケースの支援を行う。

- ・ 発達障害児の家族の精神的なサポートを行うシステム及び総合的な情報提供の方法の検討

- ・ 保育所・幼稚園における理解促進と支援体制づくり

3 就学指導と学齢期の支援へのつなぎについて

【現状と課題】

乳幼児期に発達障害などの障害が発見され、関係機関での支援が行われているにもかかわらず、その内容や方法が就学後に引き継がれず、それまでとは異なる対応が行われたりする現状があります。このような場合、子ども自身が混乱し、不安定になったり、それまでに獲得していた力が退行したりすることもあり、保護者の学校不信につながる場合も見受けられます。

発達障害など障害のある子どもにとって、それまでの生活とは環境が大きく変わる学校での生活にスムーズに適應できるようにするためには、乳幼児期の実態や支援の情報をその後の学校での支援に引き継ぐシステムの構築が不可欠であると考えられます。

また、障害のある幼児児童生徒が、一人一人の障害の状態に応じたもっともふ

さわしい教育を受けるための就学先を決定するには、幼児児童生徒の教育的ニーズを早い時期から把握することに努め、就学についての手続きや、特別支援学校、小中学校の特別支援学級または通常の学級における教育内容や支援について、保護者に情報を提供する必要がありますが、そうした対応が不十分な場合もあります。

あわせて、市町村教育委員会の設置する就学指導委員会では、教育や医学などの専門的な立場から、子どもの障害の種別や程度に応じた適切な就学先を客観的に審議、判断していますが、地域によっては専門分野の委員の確保が難しいなどの課題もあり、市町村の就学指導体制を充実させる必要があります。

さらに、保護者や保育所・幼稚園などの関係者を対象とした、障害のある子どもの就学や教育に関する、早期からの教育相談体制は整備されてきましたが、発達障害の場合は、教育相談の場面だけでは実態把握が十分でないケースや、その状態が就学相談に至らないケースもあり、就学前後の環境の変化に対応できず混乱したり、就学後初めてつまづきが明らかになったりすることもあります。幼児の実態を適切に把握するためには、就学時健康診断や教育相談において、適切な実態把握が行えるよう、観察や検査の方法などの工夫・改善、担当者の理解や検査技能の向上を図るとともに、関係機関の間での情報の共有を進める必要があります。

【今後の対応】

- ・ 個別の支援計画の作成や支援の記録を引き継ぐ仕組みづくり

- ・ 市町村の就学指導体制の充実
(専門分野の委員の確保、担当者の理解促進とスキルアップ)

- ・ 就学時健康診断における観察や検査方法などの工夫・改善
- ・ 教育相談担当者のスキルアップ



4 小中学校、高等学校での支援について

【現状と課題】

小中学校、高等学校での発達障害を含む障害のある児童生徒への教育的支援については、教職員の特別支援教育への関心の高まりや、特別支援教育学校コーディネーターの配置、校内研修会の実施や巡回相談の活用などにより、校内支援体制の整備が着実に進んできました。しかしながら、現状ではまだまだ学校の実情や管理職の意識にも左右されるなど、学校間で取組に温度差が見受けられます。平成19年4月の学校教育法の一部改正により、小中学校、高等学校等においては、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行わなければならないことが明記されたことについて、すべての教職員への周知と意識改革が急がれます。

また、県教育委員会では、教育・医療・保健・福祉・労働など関係機関の連携、協力を進め、専門的で総合的な学校支援を行うため、5つの障害保健福祉圏域ごとに特別支援連携協議会を設置し、専門的な立場から市町村教育委員会の取組や小中学校などを支援する体制づくりを進めていますが、その中心となる人材として養成、配置を進めている特別支援教育地域コーディネーターについては、その役割や位置づけを明確にし、圏域ごとに学校のニーズにきめ細かく対応できる体制を構築する必要があります。こうした体制づくりを推進していくための課題としては、県内には発達障害に関する専門的な機関や人材が少ないということがあります。

さらに、就学前から小学校、中学校、高等学校、そして学校卒業後へと一貫した支援を行う必要がありますが、学年の進行に伴って担当する教員が変わる、あるいは進学、転校などで学校が変わると、それまでの支援が途切れてしまうという現状があり、市町村内の支援ネットワークの構築などによる個別の支援計画の作成と引継ぎのシステムづくりが急がれます。

(1) 特別支援学級での支援について

小中学校では、一人でも特別支援学級の対象となる児童生徒が在籍していれば、その障害種別に応じた特別支援学級を設置することができることから、特別支援学級数、在籍児童生徒数ともに増加傾向にあります。このため、すべての特別支援学級に専門性のある教員を配置することは難しい状況にあり、特別支援学校との連携や人事交流の促進、専門研修の充実、特別支援学校教諭免許状の取得の促進を図ることなどにより、担当する教員の専門性や指導力の向上を図ることが課題となっています。

また、多くの特別支援学級では、毎年担当する教員が交替している現状があり、児童生徒の障害の特性に応じた指導、支援が継続されにくいことや、担当する教員の専門性の向上が進まない一つの要因であると考えられることから、特別支援学級を担当する教員の実務経験を蓄積させる方策の検討が必要です。

(2) 通常の学級での特別な支援について

発達障害など通常の学級に在籍する児童生徒の支援については、担任する教員の障害特性に対する理解と特性に応じた指導が不可欠ですが、適切な指導ができる教員が少ないなど不十分な状況にあります。また、個別の指導計画の作成やその評価などに学校として取り組むための校内委員会の充実や、保護者への理解啓発などは今後の課題となっています。

また、学校としての支援体制を機能させるためには、特別支援教育学校コーディネーターの役割が重要であることから、校内での役割や位置付けを明確にするとともに、継続した研修や情報交換などによる専門性の向上が求められています。

(3) 学校での支援について

高等学校では、主に発達障害の生徒に対する適切な指導、支援が課題となっており、平成19年4月からは、小中学校と同様に、特別支援教育学校コーディネーターを配置し、そのコーディネーターを中心としたすべての教職員の理解の促進、関係機関と連携した校内支援体制づくりが進められています。しかしながら、現在在籍している生徒のなかには、早期からの適切な支援を受けていないために不登校やいじめなどの二次的な障害で、指導、支援が非常に難しいケースも少なくないという現状があります。また、学習上の困難を抱えている発達障害の生徒にとって、単位の取得や進級、卒業認定の在り方に関する課題が生じてきます。

高等学校における発達障害の生徒の支援については、年齢や発達段階を踏まえた社会性やコミュニケーションなどに関する指導の内容や方法の確立、学力試験などの評価、単位認定などに関わる実践的研究、関係機関と連携した進路指導の取組などが課題となっています。また本人や保護者の障害受容や周囲の生徒の理解、卒業後を見据えた仲間づくりのためのピアサポートなどについても検討する必要があります。

障害のある生徒の高等学校の入学試験においては、副申書や特別措置願などに基づき、障害の状態に応じた配慮を可能な範囲で行っていますが、発

達障害の生徒に関しては、そうした取組の必要性が十分認識されていない状況にあります。また、高等学校入学後の支援がスムーズに行えるよう、中学校と高等学校の間での特別な支援を必要とする生徒の情報の共有をシステム化することなども課題となっています。

【今後の対応】

- ・ 学校と関係機関との連携を進める地域ネットワークの構築
 - ・ 地域における学校支援と、関係機関の連携の核(現在設置している特別支援連携協議会のコーディネート役)となる特別支援教育地域コーディネーターの養成と配置
- ・ 個別の指導計画、個別の支援計画の作成と引き継ぎの仕組みづくり
- ・ 教職員の理解啓発、専門性の向上
特別支援教育に関する、すべての管理職・教職員の研修
特別支援学級担当教員の専門性の向上のための、実務経験の蓄積を担保する方策の検討、特別支援学校との人事交流の促進
学校コーディネーターや教員向けの情報の提供(マニュアルの作成やインターネットなど)
- ・ 学校コーディネーターの機能の向上
養成研修の継続的な実施と内容の充実
市町村、または学校種別ごとの連絡会などの実施による情報交換、研修
学校コーディネーターの位置付けの明確化
- ・ 高等学校における特別な教育ニーズへの対応方策(教育課程、評価など)についての実践研究、関係機関と連携した障害の特性に応じた進路保障の取組

5 学校外での活動（放課後、長期休業中など）について

【現状と課題】

障害のある子どもを育てる家庭にとって、放課後や長期休業中などの地域での居場所づくりも大きな課題となっています。市町村が設置している放課後児童クラブでは、障害児の受け入れも進んできていますが、予算や人材の確保、障害の重い子どもへの対応など、十分な状況にはありません。

また、長期休業中に、発達障害を含む障害のある子どもに対する専門的な視点から支援を行うことのできる場がないため、継続的、系統的な支援が提供されにくいという現状もあることから、児童デイサービスなどの地域資源の開発や既存の福祉サービスの見直しなどによる対応が望まれます。

【今後の対応】

- ・ 放課後子どもプラン(放課後児童クラブ・放課後子ども教室)の充実
- ・ 指導者の発達障害などに関する理解啓発

- ・ 児童デイサービスなどの地域資源の開発と活用

6 特別支援学校での支援について

【現状と課題】

特別支援学校では、従来から地域支援のための校内体制を整備し、教育相談や特別支援学級への支援、巡回相談への相談員の派遣、校内研修会の公開など、地域の障害のある子どもの教育に関するセンター的な役割を果たしてきました。

また、それぞれの学校が対応する障害種別の教育に関する専門性の向上の取組として、知的障害特別支援学校では、自閉症の児童生徒の割合が増加していることから、自閉症の児童生徒の特性に応じた教育内容や指導方法に重点をおいた実践研究を進めています。

小中学校などからの支援のニーズは、今後も増えると思われることから、特別支援学校に在籍する児童生徒の指導体制への影響を心配する声もあるため、地域支援の意義や方法などについて十分理解を得ながら、体制整備を進めていく必要があります。また、特別支援学校が蓄積してきた障害のある子どもの支援に関するノウハウを、より一層充実させていくとともに、発達障害にも対応で

きるよう、教職員の専門性の向上を図って行く必要があります。

【今後の対応】

- ・ 研修の充実
各学校の対応する障害種別の教育に関する専門性の向上
発達障害に関する研修の充実
地域支援担当者のスキルアップ
 - ・ 知的障害特別支援学校における自閉症の特性に応じた教育課程の編成のための研究・実践の推進
-
- ・ 校種を超えた人事交流の実施



7 就労・生活支援について

【現状と課題】

学齢期を終え、社会的に自立する時期になっても、発達障害者には様々な困難があります。発達障害の特性として、社会性やコミュニケーションなどの障害があるため、周囲と適切な関係が築けずに、就職につながらない、就職後職場内で良好な人間関係が保てない、離職を繰り返す、さらにはこれらのことが原因となり精神障害など二次障害を併発するなどの状況があります。

発達障害者が学校を卒業し、就職を希望した場合、高等学校などでは、発達障害者が社会性やコミュニケーションなどに関するスキルを身に付ける指導プログラムが十分でないため、障害特性に応じた支援が行われないまま社会へ出て行くこととなります。

また、専門家による診断や療育などを受けずに成人した方の中には、本人の障害の受容が難しい場合があり、相談機関につなげることが難しく、支援が実施できないことがあります。

就労支援にあたっては、学齢期の早い段階から、関係機関が連携し、就労を意識した個別の支援計画の作成と活用により、卒業後スムーズに就労へ移行することのできる体制づくりが望まれます。

障害者の雇用に関する制度のうち、障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度、また障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスについては、発達障害者は対象外（注）となっており、制度面でも発達障害者に対する就労支援体制は不十分な状況にあります。なお、障害者自立支援法の抜本的な見直しの中で、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲について発達障害を含めて検討が行われることとなっています。

（注）障害者手帳の対象となる発達障害者については、上記制度の対象となります。

雇用先の確保にあたっては、地域や企業などによる発達障害の理解が不可欠であり、様々な機会を捉えて発達障害に関する普及啓発活動を行う必要があります。「見えにくい障害」である発達障害を理解するには、実際に接する機会を持つことが有効であるため、企業などに職場実習を受け入れてもらう取組を進める必要があります。

あわせて、障害特性に応じた就労場所を作るといった取組も雇用の確保のためには必要であると考えます。

一方、発達障害者が地域生活を送る場合、制度面の不備により発達障害者を対象とした生活支援の場がないことや、地域の理解が十分でないことから、隣人との間でのトラブルなど、様々な生活のしにくさを抱えています。また、近年対策が急がれている引きこもりやニートといわれる若者の中には、発達障害がその背景にあるケースも多いと考えられており、その対応も課題となっています。

生活面での支援にあたっては、地域での発達障害に関する理解を進めるとともに、既存の福祉サービスを活用して相談できる場や居場所づくりを進めるなど、就労支援とあわせて発達障害者が充実した地域生活を送ることができる取組が求められます。

【今後の対応】

- ・ 学校卒業後の就労に向けた個別の支援計画の作成と実践
- ・ 県などの公的機関における職場体験の実施
- ・ 地域や企業などの発達障害者への理解促進と公的制度の充実
- ・ 多様な就労機会の確保と障害特性に応じた新たな雇用の場の創出
- ・ 本人の障害受容の促進と、受容状況に応じた支援策の検討
- ・ 発達障害者の就労支援ケースの情報共有によるノウハウ蓄積
- ・ 障害者就業・生活支援センターなどを活用した継続した就労及び生活面のサポート
- ・ 地域活動支援センターなどの地域資源の活用と開発

8 「個別の支援計画」の作成と関係機関の連携

【現状と課題】

現代社会に生きる我々は、その成長過程に合わせて様々な集団に所属します。家庭から保育園や幼稚園、学齢期になれば小学校、中学校、高等学校、大学など、成人期には就労先や地域での活動など、さらに障害があれば医療機関や各種支援機関が関係してきます。

障害のある人の自立や社会参加を進めていくときには、障害が分かったときからライフステージに応じて、関係する機関や保護者が、障害の状態や支援の方策などについて共通認識を持って取り組むことが必要です。連携や情報の共有がないままでは、支援は一貫性を欠き、発達障害者の社会への不適合を助長しかねません。本人や保護者の願いを含め、関係機関の共通認識や役割分担を明確にし、一貫した支援が行われるシステムを構築するためには、「個別の支援計画」は大変有効なツールとなります。

しかしながら、現状では、個別の支援計画を作成する取組は不十分な状況であり、各機関、ライフステージ間では情報が途切れがちです。

このような現状の要因として、ひとつには所属先や支援機関により必要とする情報が異なっていることが考えられ、次のライフステージや支援機関へそのまま引き継ぐことができにくくなっています。

また、個人情報の保護ということが、異なった機関の間での情報の共有を妨げる一因となっています。個別の支援計画には、本人の障害の状態など多くの個人情報が含まれるため、その取り扱いには細心の注意を払う必要がありますので、情報の共有について本人や家族、関係機関が共通理解することが今後の課題です。

個別の支援計画の作成に当たっては、本人の将来を見据えた一貫性のある支援内容を検討することや、その計画を適切に活用するための関係機関の連携システムの構築、個人情報保護の観点からの情報共有の在り方、さらには、作成された計画や評価などを検証するシステムの構築などについて、今後検討を進めていく必要があります。

また、個別の支援計画の作成に関わる関係者は、当事者への支援だけでなく、家族への支援や、計画の作成への家族の参加についても十分考慮し、「支援計画が何のために必要なものであるのか」、「誰のために必要なものであるのか」を常に意識しておくことが大切です。

【今後の対応】

- ・ 市町村を軸とした支援関係機関による連携システムと県(福祉保健所、療育福祉センターなど)によるフォロー体制の構築
- <市町村> ○「個別の支援計画」の作成のための関係者の理解促進と関係機関の連携の促進
 - 支援会議などによる「個別の支援計画」の作成及び及び評価、検証
- <県> 関係機関の連携の促進のための理解啓発
 - 「個別の支援計画」のフォーマット作成
 - 市町村担当者の専門性の向上のための研修会の実施
 - 「個別の支援計画」の作成にかかる市町村におけるシステムづくり、及び専門性の担保に関わる支援



【県福祉保健所】 広域的な範囲での専門機関との調整や専門的アドバイスなどにより市町村の支援を行う。

【療育福祉センター】 高度に専門的なアドバイスや対応の困難なケースのフォローにより市町村の支援を行う。

- ・ 発達障害者支援開発事業(モデル事業)の実施と成果の普及

- ・ ライフステージに応じた機関(市町村・特別支援学校・就労支援担当機関など)が中心となった、「個別の支援計画」の引継ぎのための支援会議などの開催

- ・ 「個別の支援計画」を一元的に管理する方法や体制づくりの検討

- ・ 「個別の支援計画」の評価、検証のシステムの構築



専門的なスタッフを確保するため、広域での協議会などの位置付け

9 支援関係者の研修の体系化、普及啓発活動の充実

【現状と課題】

これまで、発達障害者の支援について、ライフステージごとに現状や今後の対応について述べてきましたが、どのステージにも共通して、支援に関わるスタッフの「人材の育成」が課題となっています。

(1) 乳幼児期

乳幼児健診に関わる保健師など母子保健従事者のスキルアップを図り、早期発見体制を構築することや、乳幼児に接する機会の多い保育所や幼稚園の関係者の発達障害に関する専門性の向上が必要です。また、身近な地域での支援体制を構築するためには、専門的な知識を持った人材の育成や、医療分野の理解促進も大きな課題です。

(2) 学齢期

学齢期における支援では、就学指導を担当する市町村教育委員会を含めすべての教職員の発達障害を含めた障害のある子どもの教育に関する理解は十分ではなく、通常の学級においても障害特性を踏まえた適切な指導ができるよう理解を進めることが急がれます。

また、学校間での特別支援教育の取組の温度差については、特別支援教育学校コーディネーターがその役割を十分果たせていないことや、管理職の特別支援教育に対する認識の較差がその要因と考えられることから、特別支援教育学校コーディネーターの養成研修の充実とともに、管理職の理解を促進する研修も非常に重要です。

(3) 就労・生活支援

卒業後の就労や地域生活に向けて知識や技能を身に付けることができるように、高等学校などにおける教育課程の工夫や、障害特性に応じた支援を行う関係者の専門性の確保が必要です。

現在、地域での発達障害者のサポートが可能な支援者も限られていることから、既存の福祉サービスの関係者の理解啓発とあわせて、新たな人材の確保が望まれます。

(4) 関係機関等

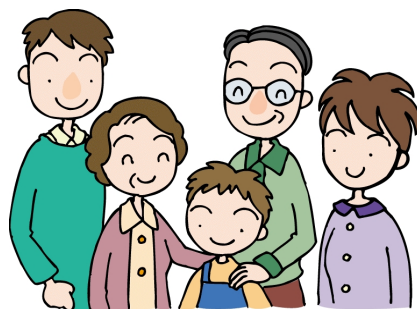
児童虐待や非行、いじめ、不登校などに関わる問題に発達障害が関係するケースが相当数あると考えられることから、様々な子どもの問題に関わる関係者についても、発達障害に関する専門的知識の習得が必要です。

今後、それぞれの機関において、職種や担当する分野に応じた研修プログラムを作成することや、支援の担当者が早期に研修を受けることができる体制を整えること、研修を担当する機関の役割分担と連携の体制を明確にすることなどにより、必要な研修が適切に行われ専門性の向上を図る取組が必要です。

また、関係者だけでなく社会全般の発達障害に対する理解も不可欠です。関係者による適切な支援体制が構築されても、障害の特性として社会への適合が苦手な発達障害者にとっては、この社会での生活のしづらさに変わりはありません。発達障害児・者への適切な支援体制の構築とあわせて、発達障害児・者を社会全体が見守ることができるよう、あらゆる機会に発達障害への理解を進める啓発活動が望まれます。

【今後の対応】

- ・ 関係機関や支援者が行う研修の体系化(発達障害に関して一貫した研修プログラム作成、関係機関の役割分担)
- ・ 特別支援学級担当教員の専門性の向上のための、実務経験の蓄積を担保する方策の検討(再掲)
- ・ 関係する支援機関が事例発表やディスカッションができる場の設置
- ・ 母子手帳の副読本への発達障害の情報掲示
- ・ 市町村や学校のPTA活動などとの連携による普及啓発活動の実施
- ・ その他、あらゆる機会における普及活動の実施



用語の解説

【発達障害】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

（『発達障害者支援法』の定義）

研究では人口の数%から 10%の人たちが診断に該当するといわれています。

主な障害について

自閉症

（1）対人関係の障害、（2）コミュニケーションの障害、（3）活動と興味の範囲の著しい限局性、の3つを主な特徴とし、3歳までに症状が現れます。

中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

アスペルガー症候群

自閉症と同様に、対人関係の障害及び活動と興味の範囲の著しい限局性が見られますが、幼児期の言語発達に大きな遅れはありません。

その他の広汎性発達障害

自閉症と同様の特徴を有する障害がありますが、自閉症の診断基準を満たすほどの症状がないか、症状の発生が3歳以降か、その両方であるものとされます。

原因については、自閉症と同様に考えられています。

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものとされています。

中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

（文部科学省の定義）

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とし、7歳以前に症状が現れます。注意欠陥多動性障害（ADHD）はその症状により、（1）不注意優勢型、（2）他動性・衝動性型、（3）混合型、の3タイプに分けられます。

中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

【1歳6か月児健診及び3歳児健診】

乳幼児の病気の予防と早期発見、そして健康保持と増進を目的として、母子保健法第12条及び第13条の規定により市町村が乳幼児に対して行う健康診査です。

【県立療育福祉センター】

障害のある人の医療や福祉、教育などに総合的、専門的に対応する県立の支援施設です。発達支援部では発達障害者やその家族、また発達障害に関わりのある関係機関の職員などに対して支援を行っています。

【個別の支援計画】

障害児・者一人一人のニーズを正確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、福祉、医療、教育、労働など様々な関係機関が連携した適切な支援を効果的かつ効率的に行うために策定する計画です。

【個別の指導計画】

教育現場において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階などの的確な把握に基づいて、指導の目標や指導内容を明確にして教育を行うための計画です。

【児童デイサービス】

障害者自立支援法に規定される障害福祉サービスで、障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

【就学指導】

市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学にあたって、その障害の程度の判断や就学する学校の決定を適切に行うため、教育相談等を通じ保護者や本人の意見を聞いた上で、教育学、医学、心理学などの観点から総合的かつ慎重に行うことになっています。

【就学指導委員会】

障害のある児童生徒の就学にあたって、その障害の種類、程度等の的確な判断を行うため、教育学、医学、心理学等の専門的な立場から調査及び審議を行うために教育委員会に設置しています。

【就学時健康診断】

学校保健法に定められた健康診断のうち、義務教育を円滑に実施する目的で、市町村教育委員会が翌年度に就学する児童に対して行う健診です。

【障害者自立支援法】

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、平成18年4月1日より施行されました。

【障害者雇用納付金制度】

障害者雇用率に相当する数に障害者雇用が達成していない企業から納付金を徴収し（平成19年10月31日現在では常用雇用300名以上の企業が対象）これをもって企業が障害者を雇用する場合に必要な作業設備や職場環境の改善、雇用管理や能力開発等を行うなど経済的な負担を軽減し、障害者雇用に伴う経済的な負担のバランスを調整しつつ、全体として障害者雇用の水準を高めることを目的とする制度です。

【障害者雇用率制度】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定規模以上の事業主は、障害者を一定数以上雇用する義務を負っています。一般の民間企業は1.8%、国や地方公共団体は2.1%、都道府県の教育委員会は2.0%、と障害者雇用率が設定されています（平成19年10月31日現在）。

なお、高知県内における障害者の実雇用率は、民間企業は1.62%、高知県知事部局は2.13%、市町村の機関は1.65%、高知県教育委員会は1.30%となっています（平成19年6月1日現在）。

【障害者就業・生活支援センター】

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関。公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、養護学校等と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどを行います。

【地域活動支援センター】

障害者自立支援法に規定された事業で、障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う、市町村による事業です。

【特別支援学級】

学校教育法第75条第2項により、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために小中学校等に設置することができる学級のことです。対象となる障害は、知的障害、肢体不自由、弱視、難聴、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害です。

【特別支援教育】

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年4月の学校教育法の一部改正により特別支援教育が法的に位置付けられ、すべての学校で教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対する適切な指導、支援を行わなければならないことが明記されました。

【特別支援教育学校コーディネーター】

小学校、中学校、高等学校等において特別支援教育を推進するために、校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整や、保護者に対する相談の窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役などの役割を担う者として配置しています。特別支援学校ではこれらの役割に加え、地域の小中学校、高等学校等における障害のある幼児児童生徒の教育に対し、その専門性を活かし指導・助言を行うセンター的機能の推進を担当する役割も担っています。

【発達障害者支援開発事業】

厚生労働省による補助事業の一つで、発達障害児・者について、先駆的な支援の取組をモデル的に実践し、その分析・検証を行うことで発達障害児・者に対する有効な支援手法の確立を図ることを目的とし、平成19年度から実施されている事業です。

【発達障害者支援法】

長年制度の谷間に取り残されてきた自閉症や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害を障害として認定し、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、発達障害者の福祉の増進に寄与することを目的に制定され、平成17年4月1日に施行されました。

主な内容として 国及び地方公共団体の責務、 発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、学校教育での適切な支援、 就労や地域生活の支援、 発達障害者支援センターの指定、 発達障害に関する普及啓発活動、が定められています。

【ライフステージ】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階を指します。

高知県発達障害児・者支援体制整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県内の発達障害児・者の早期発見・発達支援から教育・就労・地域での生活といった一貫した支援体制等の充実・向上を図るため、高知県発達障害児・者支援体制整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会の検討事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 今後の支援体制整備及び連携のあり方について
- (2) 発達障害者支援センターの設置について
- (3) 圏域支援体制整備事業について
- (4) その他発達障害児・者の支援体制の充実・向上に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員14名で組織する。

- 2 委員は、医療、保健、福祉、教育、労働の各関係者、また、大学、親の会の関係者等のうちから高知県健康福祉部長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会には、会長及び副会長を1名おき、委員の互選によって選任する。

- 2 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要であると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員会の委員の任期は、2年とする。

- 2 委員に欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任委員の残りの期間とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、高知県健康福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 7 年 1 0 月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、高知県健康福祉部長が招集する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 8 年 6 月 2 2 日から施行する。

広域特別支援連携協議会設置要項

第1 目 的

特別支援教育プロジェクト事業実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、広域特別支援連携協議会を設置して、実施要項の第2（1）の広域ネットワーク事業に関する企画、調整を行い、各圏域の特別支援連携協議会への支援及び事業推進上の連絡調整にあたる。

第2 組 織

広域特別支援連携協議会は、次に掲げる者のうちから高知県教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する15名以内の委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）医療・福祉・労働等の関係者
- （3）保護者代表
- （4）学校関係者
- （5）その他教育長が適切と認める者

第3 協議事項

広域特別支援連携協議会の協議事項等は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業に係る具体的な計画に関すること。
- （2）連携の在り方に関すること。
- （3）各圏域の特別支援連携協議会の設置に関すること。
- （4）各圏域の特別支援連携協議会の活動に関すること。
- （5）専門家チームとの意見交換に関すること。

第4 会長及び副会長

運営会議には、会長及び副会長1名を置く。

- （1）会長及び副会長の選出は、それぞれ委員の互選による。
- （2）会長は、会務を総理する。
- （3）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第5 会 議

広域特別支援連携協議会は、年2回程度開催する。

- （1）会議は会長が招集し、会議の議長は会長が務める。
- （2）会長は、必要であると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、

その意見等を聞くことができる。

第6 任 期

広域特別支援連携協議会の委員の任期は、2年とする。

なお、委員に欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任委員の残りの期間とする。

第7 その他

この要項に必要なその他のことは、会長が定める。

附 則

この要項は、平成17年10月4日から施行する。

高知県発達障害児・者支援体制整備検討委員会
高知県広域特別支援連携協議会
委員名簿

委員名	所属	役職	
飯田 清久	高知若草養護学校 土佐希望の家分校	教 頭	
上田 善道	(有)ファクトリー	代表取締役	
岡林 敏行	高知市福祉事務所	所 長	
門田 正坦	うららか丘診療所	所 長	
久保田 るり子	中部教育事務所	指導主事	
田村 孝子	NPO法人 高知自閉症協会	理 事	
竹埜 誠一	高知労働局	地方障害者雇用担当官	
寺田 信一	高知大学教育学部	教 授	副会長
中藪 小百合	LD・ADHD等高知親の会 「ポレポレ」	代 表	
畠中 雄平	高知県立療育福祉センター	副センター長	会 長
松下 睦	高知県立高知北高等学校	教 頭	
松原 孝恵	高知障害者職業センター	主任障害者職業 カウンセラー	
山下 かのう	日高村健康福祉課	保健師係長	
山下 文子	高知県保育士会	会 長	

高知県発達障害児・者支援体制整備検討委員会
高知県広域特別支援連携協議会
開催状況

年度	開催日		検討項目
17 年度	第1回	11月9日	発達障害児・者の現状把握等 療育福祉センター（発達障害者支援センター）の 役割について
	第2回	1月13日	「発達障害について」会長から説明 乳幼児健診、母子保健について
	第3回	3月22日	早期発見と早期発達支援 家族への支援
18 年度	第4回	7月11日	乳幼児期の支援について <中間まとめ> 学齢期等の支援について
	第5回	8月31日	学齢期等の支援について
	第6回	10月31日	学齢期等の支援について
	第7回	11月14日	学齢期等の支援について
	第8回	2月13日	学齢期等の支援について <中間まとめ> 就労・生活支援
	第9回	3月27日	就労・生活支援
19 年度	第10回	6月14日	個別の支援計画と関係機関の連携について
	第11回	7月26日	個別の支援計画と関係機関の連携について
	第12回	9月19日	今後の支援体制について（まとめ）
	第13回	12月6日	今後の支援体制について（まとめ）